

令和3年7月29日

豊島区長 高野 之夫 殿

WILLER株式会社
代表取締役 村瀬 茂高

豊島区における AI オンデマンドモビリティ導入実験実施に向けた意見照会

豊島区生活者の利便性向上の為、豊島区内における AI オンデマンドモビリティ導入における効果検証を目的として、下記の通り実証実験を開始いたしたく、下記についてご意見・ご指摘いただければ幸いです。

1. 実証実験の目的

地域の課題として高齢者の増加、子育て支援、コロナ禍における新しい生活様式への対応が求められています。現在、住民が自宅からスーパーや病院、公園、職場等への生活圏内での移動をするための暮らしの足が不足しており、徒歩や自転車、マイカーに依存せざるをえない状況となっています。ついで、利便性が高い相乗り型オンデマンド交通を定額で提供することにより、地域の移動総量を増やし、まちの活性化を図ると同時に、将来に向けて安心できる移動サービスの提供を目指しております。

2. 実施内容詳細

※詳細につきましては別添資料を参照願います。

3. 運送しようとする期日又は期間

令和3年10月1日から令和4年9月30日まで

※実施時期につきましては申請状況によって開始日が遅れる場合があります。

4. 運送しようとする区間

東京都豊島区東池袋および大塚などの一部エリア

※詳細につきましては別添資料を参照願います。

4. 運行する時刻

原則7時～22時(繁忙期・旅客の需要に応じて時間内で運行時間を日ごとに調整)

別添資料(運送区間)



3 豊都都発第 481 号
令和 3 年 7 月 30 日

WILLER 株式会社
代表取締役 村瀬 茂高 様

豊島区長 高野 之 夫

豊島区における AI オンデマンドモビリティ導入実験実施に向けた意見照会（回答）

令和 3 年 7 月 29 日付で意見照会のあった標題の件について、下記の点に留意し実施していただくようお願いします。

記

1. 区民の利便性向上に資する取り組みになるよう、区民に広く周知するとともに、利用者からの声に真摯に対応すること
2. 鉄道駅やバス停から比較的距離が離れている交通空白地に配慮した計画とすること
3. 運行にあたっては、交通法規を遵守し、安全運転を徹底すること
4. 個人情報の取り扱いには十分配慮すること
5. 顧客事情による契約途中の解約や貴社都合による期間途中での事業廃止などの場合、利用者に不利益が生じないよう真摯に対応すること
6. 区民にも利用しやすい料金設定とすること

【連絡先】

豊島区都市整備部都市計画課交通政策グループ

担当：江野澤・司城

TEL：03-4566-2635

Email：A002603@city.toshima.lg.jp